

四日市市瓦屋根耐風対策事業

瓦屋根耐風改修工事費補助制度のご案内

四日市市では、強風や地震等による建築物の瓦屋根の被害を軽減し、市民生活の安全性の確保と向上を図ることを目的として、令和4年4月より瓦屋根の改修工事を行う建築物の所有者に対して、工事費の一部を補助する事業を行っております。

飛散等の危険性が高い瓦屋根の改修工事をご検討の際には、本市の補助制度を是非ご利用ください。



写真出典：一般社団法人全日本瓦工事業連盟 撮影

令和4年度申請期限：令和4年12月23日（金）

四日市市

1. 補助対象となる瓦屋根

次の全てに該当する瓦屋根^{※1}を改修する場合

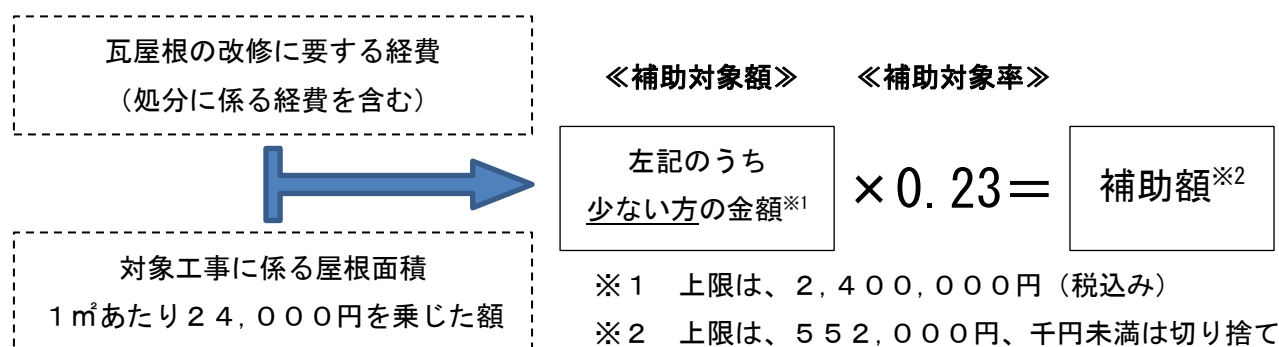
- 有資格者^{※2}による調査の結果、新基準^{※3}に適合していない建築物の瓦屋根であること。
- 市内にある建築物の瓦屋根で、その建築物の所有者が行う瓦屋根の改修工事であること。
- 一棟の建築物における瓦屋根の全面改修を行うこと。
- 四日市市木造住宅耐震補強工事等補助金交付要綱により補助金の交付を受ける建築物の場合、当該補助金の対象工事として瓦屋根の改修を行わないもの。

※1「瓦屋根」とは、粘土瓦又はセメント瓦をいう。

※2「有資格者」とは、一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又は瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士若しくはかわらぶき技能士をいう。

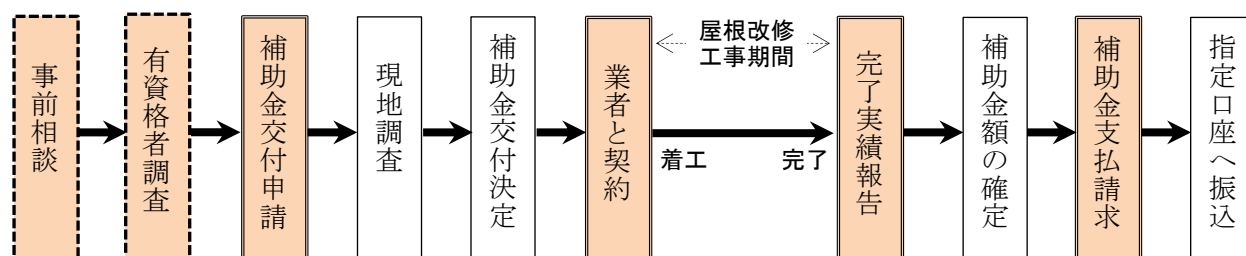
※3「新基準」とは、令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号の規定をいう。

2. 補助額



3. 申請から補助金振込までの流れ

申請手続き (: 申請者 : 市)



※申請前には、あらかじめ補助対象となるかを確認するため、事前相談をお願いします。

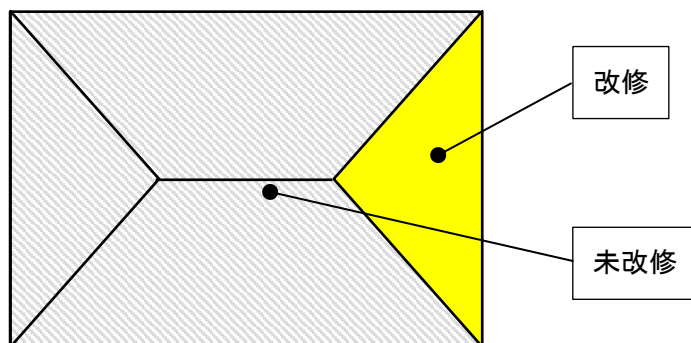
※補助金交付決定後、申請内容に変更が生じた場合や工事を中止する場合には、計画の変更等に係る手続きが必要となります。

4. 補助対象外の例

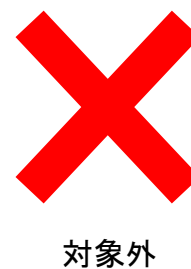
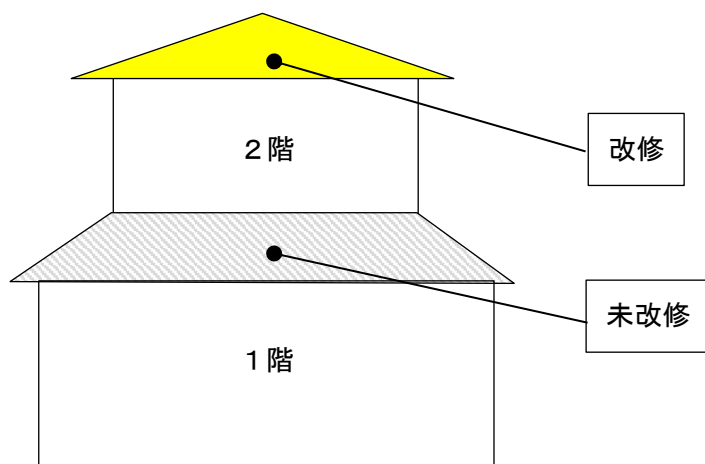
全面改修とは、一棟の建築物における全ての瓦屋根を改修することをいいます。

次の事例は“全面改修”には該当しないため、補助対象となりません。

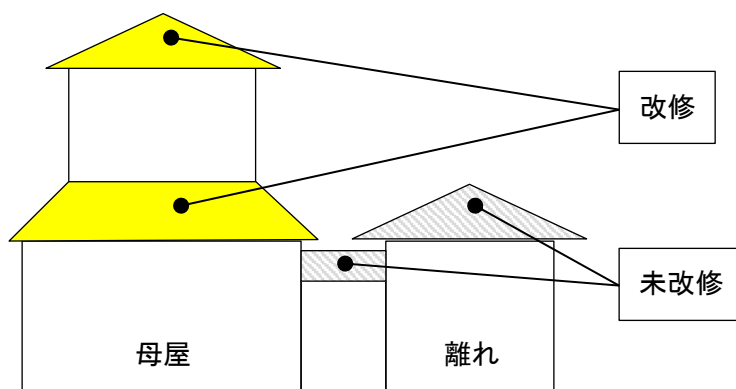
(1) 屋根の一部のみを改修する場合



(2) 2以上ある屋根のうち、1つのみ改修する場合



(3) 母屋と離れが一つながりとなっており、母屋のみを改修する場合



※一つながりとなっていない、別棟であれば補助対象となります。

5. 瓦屋根耐風改修工事費補助制度に関するQ&A

Q1：補助申請の前に瓦屋根を新基準に改修してしまったが、補助の対象になりませんか。

A1：補助金の交付は、補助金交付決定後が条件であることから、当該決定以前に改修された場合には、補助金の交付対象となりません。

Q2：補助制度を利用して改修した後、台風等の被害により再度改修することとなった。再度補助金を受けられますか。

A2：補助金の交付は、同一棟について1回限りとなるため、再度補助金は受けられません。なお、補助を受けていない別棟を改修する場合は、補助金の対象となります。

Q3：瓦屋根からスレート屋根又は金属屋根等へ改修する場合、補助の対象となりますか。

A3：瓦屋根以外の屋根に改修する場合であっても、補助金の対象となります。

Q4：建物の所有者と申請者が別であっても申請は可能ですか。

A4：建物の所有者と申請者は、同一である必要があります。建物の所有者が亡くなっており、その相続人が申請者となる場合は誓約書、建物の所有者が複数名おり、うち1名が申請者となる場合は共有者の同意書が必要となります。

6. 注意事項

- 補助金交付決定の前に工事に着手(契約含む)した場合には、補助金が受けられません。
- 補助金の交付は、一棟につき1回までです。
- 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

7. お問い合わせ先

都市整備部 建築指導課 許可認定係

TEL：059-354-8183 FAX：059-354-8404

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号(庁舎4階)

電子メール：kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページ：<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1538285221292/index.html>